

新年あけまして、おめでとうございます。本年も国際サービスを宜しくお願いします。年が明けても一向に景気の動向は不透明なままで、今年も厳しい年になると思います。さて新年最初のお話ですが、何度となくこのニュースで取り上げてご紹介していますが、今一番お問い合わせの多い、各種排気ガス規制についてもう一度、少し変化があった事も交えてご紹介します。

各種排気ガス規制の話

NOx・PM法

下の写真の車検証を見ていただければ一目瞭然、備考欄に使用最終日が記載されています。この車は、平成18年9月3日以降対策地域内で車検が取れません。

建設機械でいえば、**オルテレンクレーン(キャリアが国産)・トラッククレーン・高所作業車・カーゴ(エニック)クレーンが対象車です。**オルテレンクレーンでキャリアが**並行輸入車**の場合(FAUN車など)**対象ではありません。**

輸入車の場合**車検証の型式欄に不明**と記載されていますので、ご確認ください。

「うちのラフタークレーンはどうなの?」という問い合わせが多く寄せられています。ラフタークレーンは大型特殊車ですので**対象車ではありません。**ご安心ください。

現在排出基準をクリアできる後付け装置は無く、機械を継続使用したい場合シャーシ(キャリア)入替と車の使用の本拠を対策地域外に置く事しか方法はありません。

都(県)ディーゼル車運行禁止条例

東京・神奈川・埼玉・千葉で

PMの排出基準を超える

ディーゼル車の運行を禁止する

条例です。罰則は都・各県とも

同じで50万以下の罰金と

なっています。

取り締まり方法については

いろいろ言われていて、今の

ところ解りませんが、必ず

行われます。

建設機械でいえば、NOx・PM法

と同様にオルテレンクレーン

トラッククレーン・高所作業車

カーゴ(エニック)クレーンなど対象車

です。**ラフタークレーンは対象車では**

ありません。

NOx・PM法では並行輸入車は対象ではありませんでしたが、今のところ**運行禁止条例では対象と**

なっています。但し、適応を除外される可能性も残されており判りしだいお知らせします。

対象車を東京・神奈川・埼玉・千葉で運行させたい場合、都(県)知事が認可した

PM減少装置を取付なければなりません。

国際サービスではPM減少装置の取付・販売を行っております。是非ご利用ください。

PM減少装置を取付てある車には、右のステッカーが貼られています。

ここで注意が必要な事はPM減少装置を取付したからといって、NOx・PM法がクリア

になるわけではありません。お持ちの車をいつまで使用するのか、いつ買い替える

のかしっかり考えて対処する必要があります。

建設機械1次及び2次排気ガス規制

基準値をクリアしていない建設機械は公共事業に使用

できない法律です。上の の規制ではラフタークレーンは対象外でしたが、この法律では対象と

なります。車検で排気ガス規制を受けている機械に関しては対象外です。1次規制より強化された

2次規制が今年の10月より施行されます。それまでに1次規制をクリアしていれば、2次規制施工後も

継続使用することができます。コバルコ・タノ製のラフタークレーンで一部の型式はエンジンを乗替える事で

1次規制をクリアできます。もし保有しているラフタークレーンがエンジン乗替え可能機種の場合

エンジン乗替えも含めお考えになったらいかがでしょうか?

エンジンを乗替えにより、1次規制に適合できるメーカー及び型式(ラフタークレーン)

コバルコ製 RK160-2・RK250-3・RK350・RK450-2 タノ製 TR250M-5(FX)・TR500M-2

(クローラークレーンでもエンジンを乗替え事により1次規制に適合できる機種があります。お問い合わせください。)

建設機械の規制には、排気ガスの他に去年の10月より新基準になった低騒音規制があります。

エンジン乗替えにより排気ガス規制に適合するだけでなく、新低騒音規制にも適合しますので合わせて

ご検討ください。

国際サービスでは、エンジン乗替え工事も取り扱っております。是非ご利用ください。

今回の話とは関係ありませんが、国際サービスは去年12月にコマツのクレーン協力工場の指定を

東京・川崎・横浜・埼玉各工場がいただきました。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。

